

平成24年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第4号）

12月6日（木）午前10時開議

日程第 1 報告第 5号 専決処分の報告について

日程第 2 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 3 同意第 3号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 議案第52号 嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

日程第 7 議案第53号 嵐山町体育施設設置及び管理条例の一部を改正することについて

日程第 8 議案第54号 平成24年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定について

日程第 9 議案第 55 号 平成 24 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 10 議案第 56 号 平成 24 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について

日程第 11 議案第 57 号 平成 24 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 12 議案第 58 号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

日程第 13 議案第 59 号 工事請負契約の変更について

日程第 14 議員派遣の件について

日程第 15 閉会中の継続調査の申し出について

追加

日程第 16 発委第 4 号 嵐山町土地利用構想の早期進展を求める意見書の提出について

日程第 17 発議第 5 号 国民健康保険療養費国庫負担金の減額措置の廃止を求める意見書の提出について

日程第 18 発議第 6 号 嵐山町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について

日程第 19 発議第 7 号 災害時における議会活動調査特別委員会を設置することについて

○出席議員（１４名）

１番 森 一 人 議員	２番 大 野 敏 行 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 青 柳 賢 治 議員
５番 小 林 朝 光 議員	６番 畠 山 美 幸 議員
７番 吉 場 道 雄 議員	８番 河 井 勝 久 議員
９番 川 口 浩 史 議員	１０番 清 水 正 之 議員
１１番 安 藤 欣 男 議員	１２番 松 本 美 子 議員
１３番 渋 谷 登美子 議員	１４番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長

高	橋	兼	次	副 町 長
井	上	裕	美	総 務 課 長
中	嶋	秀	雄	地域支援課長
中	西	敏	雄	税 務 課 長
新	井	益	男	町 民 課 長
岩	澤	浩	子	健康いきいき課長
青	木		務	長寿生きがい課長
大	塚		晃	文化スポーツ課長
簾	藤	賢	治	環境農政課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	まちづくり整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
内	田		勝	教育委員会こども課長
簾	藤	賢	治	農業委員会事務局長
				環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は全員でありますので、平成 24 年嵐山町議会第4回定例会第8日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承を願います。

次に、意見書の提出についての議案が提出されましたので、報告いたします。

総務経済常任委員会から、発委第4号 嵐山町土地利用構想の早期進展を求める意見書の提出について、議員提出議案として、発議第5号 国民健康保険療養費国庫負担金の減額の措置の廃止を求める意見書の提出についての2件であります。

次に、議員提出議案として、発議第6号 嵐山町議会基本条例の一部を改正する条例の提出についての件及び発議第7号 災害時における議会活動調査特別委員会を設置することについての件の議案が提出されましたので、報告をいたします。

なお、この4件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りしまして審議する予定でありますので、ご了承を願います。

以上で報告を終わります。

それでは、本日の会議を開きます。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第1、報告第5号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第5号は、専決処分の報告についての件でございます。

損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づきまして、議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、報告第5号の細部につきましてご説明申し上げます。

開いていただきまして、別紙をごらんください。損害賠償額の決定についてでございます。専決処分をさせていただいた分でございます、3の事故の概要でございますが、平成24年10月4日木曜日午後1時45分ごろ、駐車場、これは、史跡の博物館入り口の洋菓子店ププリエ脇の駐車場でございますけれども、そこに駐車中であった相手方の所有の車両に、隣接地であります菅谷中学校敷地内の桜の木が折れ、落下し、同車両の右側前方が破損したものでございます。相手方でございますが、埼玉県大里郡寄居町大字用土2236の1、丸橋義行氏でございます。損害賠償の額でございますが、13万893円でございます。

当該の件につきましては、議会からの専決処分事項といたしまして指定をいただいておりますので、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、11月6日に専決処分をいたしました。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で措置されるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○長島邦夫議長 この際、何かお聞きしたいことはございますか。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 折れた桜の木は腐りなどはあったのでしょうか。7月でしたか、6月でしたか、あそこの道路の太い桜の木も折れたわけですね。全体に傷みが来ている時期なのかなと思ひまして、ちょっとその点伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えします。

傷みがあつたものだと思います。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうしますと、あそこの道路沿いの太いあれも折れたわけですね。何月でしたか、今年の、わかりますよね。

〔何事か言う人あり〕

○9番(川口浩史議員) そうしますと、もうそろそろ植えかえというのを考えていったほうがいいのかなと思うのですが、その辺のお考えちょっと伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 お答えいたします。

今回、枝のほうということで、補正のほうで植木管理委託料ということで、

はみ出しているものについては伐採していくような方向で、今回補正に上げさせていただいております。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) もとが成長期を終えて老木になってきてしまいますと、どうしても折れやすくなると思うのです、強い風によって。そうすると、またこういう事故が起こる可能性があると思いますので、ほかのところでも、植えかえが必要になってくるのではないかと思うのですけれども、そのことをちょっとお聞きしたいのですが。これは町長か教育長のほうがいいですね。ちょっとお願いしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 おっしゃるようになり老木が多いので、今回のことを踏まえて、先ほど課長のほうより補正で伐採ということ。それは学校のほうからも要望がございまして、あわせて専門的な立場から、その際おっしゃるように、伐採でそれで長年もつのか、それから植えかえないし引き抜き等についても、あわせてそこで検討させていただきたいというふうに考えております。

○長島邦夫議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 質問させていただきますけれども、これ学校敷地

内の桜の木で、それが公道に面していたということなのですが、桜の木があっちこちで腐って、枝が折れて下に落ちているというのはかなりあるのです。私もこの問題については、通学路のところの桜の木がたまたまかなりの枝が落ちて、これは風で落ちてしまうのですけれども、そういう関係で枝をおろしてもらったということもあるのですけれども、今後、公道に面している桜の木だとか、あるいはいろんなところで、こういう可能性はこれから出てくるのだろうと思いますけれども、その辺の調査というのは、この問題が発生してからしたことはあるのでしょうか、お聞きしておきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

今、議員ご指摘のように、こういう事件等ございましたので、それぞれの施設で全て点検をしていただきたいというふうな指示を出しました。先ほど、今回補正で一部計上してございますけれども、今後も桜といわず、いろいろ公道あるいは緑地にたくさんの植樹がされておりまして、それがどういう形になっているか、ちょっと心配する面もございます。

いずれにしても、この件がございましたので、それぞれの施設で今どういうふうな状況かと。必要があれば、予算をとって枝おろしをするなりという形でお願いしました。したがって、今後もいろいろ出てくるかと思うのですけれども、やっぱり一定の方向をどこかで出していく時期も、そのうち来るのかな

というふうには基本的に考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 本件につきましては、地方自治法第180条の第1項の規定による議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第2、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第5号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。

第46回衆議院議員の総選挙執行に伴いまして、特に緊急を要するため、平成24年度一般会計補正予算(第3号)を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会

の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上でもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 承認第5号の細部につきましてご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。平成24年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ957万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,091万7,000円とするものでございます。

10、11ページをお願いいたします。歳入でございますが、第15款県支出金、第3項委託金の衆議院選挙委託料957万1,000円でございます。12月16日執行の第46回衆議院議員選挙費用でございまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づきまして、投票区の選挙人の数に応じて交付されるものでございます。

12、13ページをお願いします。歳出であります。第2款総務費、選挙費でございます。衆議院議員選挙執行事業でございまして、主なものは投票管理者の立会人の委員報酬118万8,000円、作業員賃金494万3,000円、ポスター掲示場設置撤去委託料106万4,000円でございます。

予備費でございますが、19 万円を減額いたしまして、補正後の額を
3,471 万 6,000 円とするものでございます。

14 ページ以降につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決
いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○長島邦夫議長 日程第3、同意第3号 嵐山町監査委員の選任につき同

意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第3号は、嵐山町監査委員の任命について同意を求めることについての件でございます。

監査委員の松本武久氏の任期が、平成24年12月21日に満了するのに伴いまして、新たに柳勝次氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

柳氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 監査委員なのですが、知識経験者という形ではなく、専門性のある方を依頼するということ、ここずっと続いていないのですけれども、そのような必要性というのを嵐山町はお感じにならないというこ

となのでしょうか。そのことを伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回、監査委員さんをお願いするに当たりまして、今議員さんからご指摘いただいたような内容についても十分検討いたしました。そして、専門性を有する方、それと今までのような状況の嵐山町の状況を熟知している方、それぞれ長所、短所、どちらもどうということもないわけですが、それぞれのいいところがあるわけです。

そういう中でありまして、専門性を有する方で、町内いろいろ勘案をする中で、また先輩の専門性といいますか、公認会計士の方々のご指導をいただいて、適任者というような話もご指導いただいたわけですが、嵐山町の監査委員さんをお願いをするのにはどうかというようなところで、なかなかそのところまで決断がいかなかったという中で、柳委員さんの経験と、そして今までの議員経験の実績を踏まえて、柳委員さんをお願いするのが現状ではよかろうという判断をいたしまして、提案をさせていただいた次第でございます。

よろしく願いを申し上げます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 今までの会計の状況といいますか、いろいろなことを考えますと、やはり専門的な方に委託するには、監査の報酬費が低

過ぎるというふうなことから難しかったということなのではないでしょうか。それとも、やはり嵐山町のことで、専門的なことをお願いするところに至らなかった、決断するに至らなかった状況というのは何なのか。ずっと議員経験者が来ますよね、監査委員に。実際にお話を聞いてみても、すごく専門性があるままでは言えないのでというふうに言われています。なので、やっぱり専門性を持った方にお願いするという決断に至らなかった、その事情というふうなものはどこにあるのか伺いたいと思うのです。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 専門性というのは、どういうところを専門性というのか。公認会計士の方というのは、会計士のほうの専門性があるわけですね。それで、議会の経験者等のほうについては、そちらのほうの専門性というか、そちらのほうが経験も豊かであり、知識もそちらのほうはしっかり持っているということでありまして、最終的には、人の適任者というのがどちらかなというふうなことになるのだと思うのです。

それで、これを近隣、あるいは資料がここにありますのは町村ですね。こういう中にも、今おっしゃるように税理士さんをお願いしているところ、そして、そのほかの方をお願いをしているところあるわけですが、税理士さんが半分弱ぐらいでしょうか。そういう傾向というのは、重々承知をしておりますが、現状では人を考えて、柳勝次氏をお願いしたいと

いうことで決断をいたして提案をさせていただいたと、こういう状況でございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 人というふうなことになりますと、人柄の判断をするということは私たちにはできないわけで、そうすると専門性を重視するか、人柄を重視するか。町長との関係性の人柄ということになりますよね、嵐山町全体との関係での人柄ではなくて。そういうことになりますと、専門性というのは、私は今の状況ではある程度加味されなかったわけですが、それは報酬額とは関係なく、専門性よりも町と議会というのですか、町民全体と専門性、それから町長とのかかわりとの人の関係というふうなことでいくと、そちらのほうを重視されたというふうになると思うのですが、町の全体を見たときの専門性、それと町との人柄、人というふうなことになってくると、若干見方が変わってくると思うのです。そのことを伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 個人との関係というのは全く考えておりません。当然のことですけれども、町の監査をお願いするわけですから、そういう視点でお願いするというところでございます。そして、監査委員さんは2名いらっしゃいます。議会の選出の議員さんもいらっしゃる。そして、幸い今の議会の議員の

選出の議員さんというのは、専門性を有している。そういうようなことも考えて、2人の総合力というふうなことを考えて、最適な布陣ではないかということとお願いを申し上げた次第でございます。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第3号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、採決

○長島邦夫議長 日程第4、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見

を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 諮問第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第3号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。

人権擁護委員大塚洋一氏の任期が、平成25年3月31日に満了することに伴いまして、引き続き同氏を推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

大塚氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎諮問第4号の上程、説明、質疑、採決

○長島邦夫議長 日程第5、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 諮問第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第4号は、人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについての件でございます。

人権擁護委員吉野敦氏の任期が、平成 25 年3月 31 日に満了することに伴いまして、引き続き同氏を推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、吉野氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第6、議案第 52 号 嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 52 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 52 号は、嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 議案第 52 号の細部につきましてご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正をされまして、非常勤職員にも育児休業等を認めることとしたことを受けまして、条例の一部を改正するものでございます。

改正後の条例をごらんください。第2条の改正でございますが、第2条は、育児休業をすることができない職員を規定した条文でございます。

追加をいたしました第3号は、任期を定めて採用された短時間勤務職員及び第4号の一定の要件、(ア)から(ウ)でございますが、この要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員は、育児休業することができない職員として定めたものでございます。

次に、追加をいたしました第2条の2でございますが、非常勤職員が育児休業することができる期間の末日につきまして、該当する事由に応じて、第1号では子の1歳到達日、第2号は子が1歳2カ月に達する日、第3号は子が1歳6カ月に達する日と規定するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。第2条の3でございますが、改正前の第2条の2が繰り下がったものでございます。

次に、第3条でございますが、再度の育児休業することができる特別の事情といたしまして、第6号、第7号を追加したものでございます。

第19条の改正につきましては、部分休業できない職員として、一定の要

件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員を規定したものでございます。

第20条でございますが、第1項は、部分休業することができることとしたことに伴います規定の整理でございます。

追加いたしました第3項は、非常勤職員の部分休業の承認は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内で行うものとし、育児時間を取得している場合には、当該範囲内で2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲とすることを規定したものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 嵐山町の非常勤職員の中で育児休業をとることができる非常勤職員というのは、どの職種にいる方なのか。実際にいらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えいたします。

該当になられる方、年齢等もあるわけでございますけれども、非常勤特

別職が7人いらっしゃいます。それから、一般職の非常勤職員ということで、嘱託員の方も7名いらっしゃいます。この方たちがそういうことに該当すれば、対象になるということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号 嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第7、議案第53号 嵐山町体育施設設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 53 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 53 号は、嵐山町体育施設設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町菅谷庭球場を平成 25 年3月 31 日をもって閉鎖するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大塚文化スポーツ課長。

〔大塚 晃文化スポーツ課長登壇〕

○大塚 晃文化スポーツ課長 それでは、議案第 53 号の細部説明をさせていただきます。

改正条例をごらんになっていただきたいと思います。最初に、第2条の改正でございますが、これは、名称及び位置に関する規定でございます。平成 25 年3月 31 日をもって嵐山町菅谷庭球場を閉鎖するため、嵐山町菅谷庭球場に係る部分を削除するものでございます。

次に、別表の改正でございますが、使用料につきまして、嵐山町菅菅谷庭球場に係る部分を削除するものでございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、平成 25 年4月1日からとするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 53 号 嵐山町体育施設設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第8、議案第54号 平成24年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第54号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第54号は、平成24年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,767万円を増額し、歳入歳出予算の総額を61億4,858万7,000円とするものでございます。なお、繰越明許費の設定が1件、地方債の変更が5件あります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案第54号の細部につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございます。第8款土木費の幹線道路整備事業、町道1-8号の整備事業、道路改築工事でございますが、地権者との交渉に日数を要しているため、1億4,745万円を平成25年度へ繰り越すものでございます。

第3表地方債補正であります。変更が5件ございまして、それぞれの事業の実績見込みに基づきまして変更するものでございます。

都市再生整備計画事業につきましては630万円減額し、補正後の額を1億6,740万円に、狹隘道路整備等促進事業は110万円減額し710万円に、道路整備事業は70万円増額し250万円に、学校教育施設等整備事業は、1,010万円減額し1,030万円に、緊急防災減災事業は940万円減額し230万円に、それぞれ増減をさせていただくものでございます。

14、15ページをお願いします。歳入でございますが、第12款分担金及び負担金の保育料負担金、現年度分でございますが、保育料負担金の確定見込みに伴いまして、382万7,000円増額するものでございます。

第14款国庫支出金、国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金270万6,000円増額、保育所運営費負担金182万3,000円の増額、子ども手当国庫負担金693万3,000円の減額、児童手当国庫負担金82万7,000円の増額につきましては、実績見込みの額の確定、またそれぞれの増減でございます。国庫補助金の市街地整備総合交付金500万円の減額及び学校教育施設環境改善交付金400万8,000円の減額につきましても、

事業実績及び工事の確定に伴い減額するものでございます。

次に、県支出金、県負担金の増減につきましても、国庫負担金と同様で
ございます。

次のページをお願いします。県補助金の障害者福祉施設等支援事業費補助金の減額、それから緊急雇用創出基金市町村事業補助金 305 万 6,000 円の減額につきましては、身障者のほうにつきましては、生活ホーム事業費が新体系に移行することに伴います減額でございます。緊急雇用につきましては、震災等緊急雇用対策事業を活用いたしまして、空き家等管理台帳整備業務委託を実施する経費でございます。青年就農給付金給付事業補助金 75 万円でございますが、青年就農者が受ける青年就農給付金に対して交付されるものでございまして、10 割補助でございます。

18、19 ページをお願いします。20 款諸収入の貸付元金償還金でございますが、9,032 万 8,000 円の増額につきましては、平澤土地区画整理事業貸付金が返還されるものでございます。

第5項雑入でございますが、都市再生整備計画事業補償料 296 万 5,000 円でございますが、菅谷東西線の道路改築工事に伴います耕作物等に対する補償料でございます。

第 21 款町債でございますが、都市再生整備計画事業債 630 万円の減額は、事業費の見込みによります。狹隘道路整備等促進事業債 110 万円の減額は、起債協議に基づき減額するものでございます。県のふるさと創

造貸付金 70 万円でございますが、狹隘道路整備等促進事業に該当にならなかった志賀 100 号線の電柱移転分を、県のふるさと創造資金にて起債するものでございます。学校教育施設等整備事業債 1,010 万円の減額は、菅小、志賀小の体育館屋根の塗装工事、改修工事を行いました、事業費の確定に伴い減額をするものでございます。緊急防災・減災事業 940 万円の減額につきましても、菅小、志賀小体育館の屋根の耐震工事の事業費の確定に伴い減額をするものでございます。

20、21 ページをお願いします。歳出でございますが、9月1日から電気料金が引き上げられたため、各課にわたりまして光熱水費の増額をさせていただいております。全体では 733 万 9,000 円増額となるものでございます。

2款総務費の公務災害補償事業費の地方公務員災害補償基金負担金 36 万 4,000 円の増額でございますが、東日本大震災による臨時特例的な支出でありまして、公務災害補償等給付費に充てるため、平成 24 年度に限り特別負担金が徴収されるものでございます。財政調整基金等管理事業 6,032 万 7,000 円でございますが、財政調整基金積立金に 100 万円、減債基金積立金として 5,932 万 7,000 円でございます。

22、23 ページをお願いします。第3項住民票台帳費の機械器具購入費 456 万円でございますが、住民票台帳ネットワークシステムの機器等を更新する経費でございます。

第4項選挙費の町長選挙執行事業につきましては、町長選挙が無投票だったため、671万5,000円を減額するものでございます。

24、25 ページをお願いします。第3款民生費、社会福祉費の障害者福祉施設等支援事業の障害者福祉施設等支援事業補助金161万3,000円の減額であります。生活ホーム施設が新体系施設へ移行したため、減額するものでございます。介護給付・訓練等給付事業の増額、自立支援医療費負担金の減額、重度心身障害者医療費給付金の増額につきましては、それぞれの実績見込みに基づきます増減でございます。

26、27 ページをお願いします。社会福祉費の国民健康保険特別会計繰出金224万円の増額でございますが、出産件数の実績に伴い出産育児一時金8人分を増額するものでございます。

第2項児童福祉費の子ども医療費給付事業の増額及び子どものための手当等支給事業の減額につきましては、実績見込み及び支払額の確定によるものでございます。

28、29 ページをお願いします。保育所保育事業の保育所保育実施委託料1,064万7,000円の増額でございますが、保育所入所児童延べ155人の増加によるものでございます。

第1項保健衛生費の予防接種事業でございますが、予防接種医師委託料169万7,000円の増額になっております。4種混合ワクチン、おたふく、水痘等の予防接種の実績見込みにより増額するものでございます。

その下のほうにあります妊婦健康診査委託料でございますが、175 万 8,000 円の減額になっておりますが、実績見込みに基づいて減額するものでございます。

30、31 ページをお願いします。一番上の空き地管理事業の空き家等管理台帳整備業務委託料 305 万 6,000 円につきましては、県の緊急雇用創出基金事業によりまして、空き家等管理台帳整備業務委託料を補正するものでございまして、10 割補助でございます。

第6款農林水産業費の農業者支援事業の農産物フォローアップ事業補助金 164 万 2,000 円につきましては、嵐山堆肥センターのロータリーモーターの修繕に対する補助金でございます。

その下の、青年就農給付金 75 万円でございますが、備考欄にございますように新規でございまして、自主独立する青年就農者の経営不安定な就農初期段階に対する支援を行うための経費ということでございまして、平成 24 年度に国が新設した制度でございます。これも 10 割補助でございます。

第8款土木費、道路橋梁費の工事請負費 1,200 万円の減額でございますが、道路改築工事、古里 110 号線の契約見込額の確定に伴いまして、減額を行うものでございます。

32、33 ページをお願いします。第3項都市計画費の下水道事業特別会計繰出金 208 万 6,000 円の減額につきましては、公共下水道事業及び浄化槽設置事業の実績見込みに伴います減額でございます。都市下水道管

理事業の工事請負費 90 万円、土地購入費 94 万円、物件補償費 77 万 2,000 円につきましては、川島地内の都市下水道整備に係る経費を補正するものでございます。公園等整備事業の工事請負費 296 万 5,000 円につきましては、菅谷東西線の町道改良工事に伴いまして、菅谷地内の公園の撤去等に要する経費でございます。

34、35 ページをお願いします。第 10 款教育費でございますが、小学校施設改修事業の工事請負費でございますが、工事費の確定によりまして 2,553 万 6,000 円の減額及び志賀小の連絡通路外壁補修工事、これが 420 万円ございまして、差し引きますと 2,133 万 6,000 円の減額となるものでございます。

第3項中学校費の中学校施設改修事業でございますが、工事請負費 224 万 4,000 円につきましては、補正理由にございます菅谷中学校身障者用スロープ等工事として 164 万 2,000 円、玉ノ岡中学校の合併浄化槽自動微細目スクリーン交換工事、これが 60 万円でございます。

36、37 ページをお願いします。第6項保健体育費の測量設計委託料 224 万 5,000 円及び工事請負費 320 万 3,000 円につきましては、菅谷庭球場を閉鎖し地権者へ返還するための境界点の復元測量及び構造物の撤去工事でございます。

13 款予備費でございますが、116 万 3,000 円を増額し、補正後の額を 3,587 万 9,000 円とするものでございます。

38 ページ以降につきましては、ご高覧願いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 この際、暫時休憩をいたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時07分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成 24 年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)議定についての件の提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに、6ページの繰越明許費なのですが、この時期にもう繰り越しを決めてしまうというのは、異例なことだなと思うのですが、年度内の工事はもう無理ということで決めた理由を伺いたいと思うのですが。その理由が、どんな問題があるからということになるのでしょうか。けれども、差し支えない範囲で伺えればと思います。

それから、23 ページの原付の課税標識が不足したと。ちょっとこれ、どういう内容なのかがわからないので、伺いたいと思います。

それと、31 ページの新規の青年就農納付金であります。どういう人に利用対象ができて、何人分あるのか、そのことを伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 繰越明許の関係についてお答えさせていただきます。

この1-8号線につきましては、全体で約 800 メートルぐらいの延長の工事でございます。今現在、関越のボックスから滑川町の部分につきましては工事が発注してございまして、その分については約 280 メートル発注されております。これについては年度内に仕上がる予定でおります。

しかし、手前の関越の県道からボックスまでの間でございますけれども、この間につきましては、まだ用地が買収が済んでない部分が2カ所ございまして、その部分がおくれているという関係と。あと実施にその工事につきましては、残りの分が約 7,000～8,000 万円ぐらいにはなるのかなと思うのですが、そのぐらいの工事費のボリュームがございまして、そういう関係がございまして、年度内に工期が間に合わないということが見込めますので、繰り越しをお願いできればと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

これは原動機付自転車 125cc なのですが、ピンクのナンバーなのですが、昨年の平成 24 年度の予算を組むときには、平均 20 台ぐらいしか出ないのです、年間。足りると思って当初予算には組まなかったの

ですが、このところに来て残があと10枚ぐらいしかないものですので、ちょっと心配になっていますので、1枚が165円なのです。それで100枚、それで消費税ということで1万8,000円組ませていただきました。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 答えさせていただきます。

どういう人が対象かということでございますけれども、45歳未満の方で、条件は農業機械・施設をみずから所有または借りているとか、20年4月以降に農業経営を開始している方、生産物をみずからの名義で出荷しているとか、人・農地プランの中心となる経営体として位置づけられているか、または位置づけされることが確実と見込まれる方とか、ほかにも条件はあるのですけれども、主なものはそういった内容を満たしている方ということでございます。

それと、何人分かというお尋ねでございますけれども、前回の定例会のときだったと思うのですけれども、松本議員さんだと思うのですけれども、そのとき何人ぐらい見込まれるかということで、4人程度当時見込まれるということでお話をさせていただきました。しかし、お三方の方が、法人の方なので、すけれども、親会社からの給料を引き続いてもらえるようになったということとか、それが主な理由になるかとは思っているのですけれども、3人の方が辞退をしたいというか、今の時点では申し込みはしないということでお話をいただい

て、現在1名の方が対象と考えています。

この給付金につきましては、24年度は後期分の75万円ということで、5年間、1年間に150万円ずつ、引き続いて辞退ということがなければ、5年間を予定してございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) 31ページなのですがすけれども、商工費のうちの印刷製本費の中でマスコットキャラクターのクリアホルダー、これが増刷するようなのなのですが、前回どのくらい出して、今回はさらにどのくらいの数をつくるのか。そして、これの配布は、どのようなときに今は使っているのでしょうか。単なるばらまき配布みたいな形でやっちゃっているのかどうか。そこら辺のところの使い方が、学校だとか、我々ももらったことがあるのですけれども、その後に増刷しての使い方というのはどういうふうにしていくのか。それから、1枚当たり幾らぐらいかかるのかお聞きしたいと思います。

それから、37ページ、先ほども決まったわけなのですが、テニスコートのこれを地権者に返還することになるということなのですが、まず測量や何かをきちっとすることなのなのですが、あの土地、テニスコートから、さらにもとの土地のような状況に回復させて返還するのでしょうか。その辺のところをお聞きしておきたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

初めに、木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答え申し上げます。

クリアホルダーの関係なのですけれども、前回、数は5,000部印刷しました。それで、配布した内容なのですけれども、各学校へ人数に合う分をま
ず配布しました。それと、役場の各課へ100部ずつ配布したということです。
その後、イベントだとか、こういうのがありますよというような申し入れがあっ
たところについては、その数を配布していると。あと議会事務局で町のほう
へよそから来て、こういうふうに使いたいということで、大分議会のほうでも
使ってもらっているということで、現在はゼロになっているという状況で、今
回、補正でお願いするものです。50万補正しているわけなのですけれども、
1枚79円で6,000部お願いすると。今回につきましては、前回印刷したも
のが2,000部、そのほかにあと2パターンのものを考えておりまして、
2,000部ずつで6,000部を予定しているというものでございます。

○長島邦夫議長 続きまして、大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 それでは、私のほうからはテニスコートの関
係についてお答えさせていただきます。

テニスコートには、現在構造物として周りを囲んでいるフェンス、それから
U字溝、それからプレハブ、トイレ、それからテニスの支柱等がございます。
こういったものを撤去した状態でお返しいたします。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) クリアホルダーなのですけれども、前回 5,000 部、今回は 6,000 部と。多分、学校だとか、ほとんどのところがもう行き渡ってきているのかなと思っているのですけれども、さらに使い道というのが、単なる町の宣伝活動という形で今後も使っていくというふうに考えているのでしょうか。

それから、テニスコートの関係ですけれども、幾つかの構造物があるのですけれども、その土地そのものをもとの状態にはしないで、あのテニスコートのままの形で返すということになるのですか。昔、田んぼだったなと思うのですけれども、そこら辺のところでは、地主さんは現行のままでいいというふうになっているのでしょうか。

それから、おおよその、例えば構造物を撤去するにはどのくらいの費用が必要とされるのでしょうか。その辺だけお聞きしておきたいと思います。

○長島邦夫議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 今まで配布してきたものの中に、今後成人式だとか、そういうのも予想されまして、そういう該当する課のほうから、成人式でも配りたいので欲しいとか、あと議会のほうでもまだこれから来るということで、そういうもの欲しいということで、数がもうゼロになっていますので、そういう町の宣伝のために使っていくということで、町外のほうにも大分出回っ

ているというような状況で、町の宣伝にはなるのかなというふうに考えております。

○長島邦夫議長 大塚文化スポーツ課長。

○大塚 晃文化スポーツ課長 原状回復の方法なのですが、これにつきましてはフェンス等撤去した後の埋め戻し、それをする程度でございまして、もとの田んぼだとか、そういったものに戻すということではございません。

それから、費用なのですが、撤去処分の関係で 320 万 3,000 円ほどの今回補正をしているところでございます。それから、境界点の復元ということで測量設計に 224 万 5,000 円を予定しております。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 1 点伺うのですが、31 ページの空き家等管理台帳整備業務委託ですが、これは県の緊急雇用ということになっていますが、以前、県の緊急雇用ですと、直接嵐山町が雇用するのか、それともどこか会社に委託して雇用すると、2つの方法があったと思うのですが、この方法等について、どのようなやり方で行っていくのか。直接町が雇用するというふうな形になっていくのだったら、理由としてわかるのですが、そこら辺どのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきます。

今現在、委託で考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 委託となりますと、委託先の緊急雇用との関係で、どの程度の賃金で行っていくのか、何人ぐらいをベースにして、それを委託するののかということはもう既に決まっていて、この金額が出ていると思うのですが、それはどのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 県のこの事業につきましては、緊急雇用につきましては、24年と25年ということであつたのですけれども、県のほうがとりあえず24年の予算の範囲の中でやっていくと。それで25年分につきましては、県の予算がつけば、そのまままた対象にするというような内容だったかと思います。

それで、一応雇用の人数、新規雇用ということで、これは震災等緊急雇用対策事業ということでございまして、新規採用の方がお二人で120日分ということで現在考えております。また、新規雇用だけではなくて、その他の労

働者という方とかのお一人入れて、全部で4人ということで今積算をしたところでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) ちょっとよくわからなかったのですが、そうすると委託という形で、その中でその方たちの経費というのはしっかり、2人と4人とおっしゃっていたのですが、その賃金的なものは、しっかり町で保障して見ていくということができるのかどうか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 あくまでもこれは積算でございまして、これに基づいて予算をお願いしたわけでございまして、あとは契約の入札、契約の関係になるかと思うのですけれども、では幾らまでというのが、やってみないとわからないというのが1つありますけれども、最低賃金等や何かの関係もありますので、その辺はよく注視していきたいと、このように考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 54 号 平成 24 年度嵐山町一般会計補正予算(第4号)の議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第9、議案第 55 号 平成 24 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 55 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 55 号は、平成 24 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 224 万円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 20 億 4,761 万 7,000 円とするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井町民課長。

〔新井益男町民課長登壇〕

○新井益男町民課長 議案第 55 号 平成 24 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定についての細部についてご説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の 56、57 ページをお開きください。歳入ですが、第9款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、平成 24 年度に出産育児一時金繰入金として見込んでいました出産件数が 18 件でありましたが、4月から 11 月までの出産実績件数が 18 件に達していることから、今年度の実績から今後の見込み件数を積算して8件分の増加と見込み、増加分に対応する補助金、補助額を補正するものでございます。今回 224 万円増額をし、補正後の一般会計繰入金の額を 5,827 万 8,000 円とするものです。

なお、出産育児一時金は1件当たり 42 万円であり、3分の2の補助となっております。

続きまして、58、59 ページをごらんいただきたいと思います。歳出についてご説明申し上げます。第2款保険給付費、4項1目の出産育児一時金は、11 月までの出産件数の実績から、8件分の増加見込み分を補正するもの

でございます。今回 336 万円の増額を行い、補正後の額を 1,092 万円とするものです。

次に、2目の支払い手数料ですが、今年度の出産育児一時金の支払い見込み件数の増加から、2,000 円の増額を行い、補正後の額を 6,000 円とするものです。

第 12 款予備費ですが、今回 112 万 2,000 円の減額を行い、補正後の額を 498 万円とするものです。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 55 号 平成 24 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第10、議案第56号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第56号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第56号は、平成24年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,327万4,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を7億6,868万9,000円とするものでございます。

なお、地方債の変更が2件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 56 号の細部説明を申し上げます。

補正予算書の 65 ページをお開きをいただきたいと思います。初めに、地方債の補正でございますが、まず公共下水道事業を 420 万円減額をし、限度額を 3,840 万円、それと浄化槽市町村整備事業を 740 万円増額をし、6,620 万円に補正をさせていただくものでございます。

次に、72、73 ページをお願い申し上げます。歳入でございますが、第 1 款分担金及び負担金の浄化槽事業分担金でございますが、211 万円の増につきましては、浄化槽の分担金の転換及び新築、増改築の分の設置基数が増加することにつきまして補正をさせていただくものでございます。

次に、第 3 款国庫支出金でございますが、公共下水道事業費国庫補助金 338 万円の増額につきましては、公共下水道の実績見込みに伴い補正をお願いするものでございます。

次に、浄化槽事業費国庫補助金 879 万円につきましては、浄化槽事業において転換分、新築、増改築分の実績見込みに伴い補正をさせていただくものでございます。

次に、第 4 款県支出金の浄化槽事業費補助金でございますが、788 万円の増額につきましては、浄化槽設置事業に要する県補助事業の実績見込みに伴い補正をするものでございますが、内容的には配管費及び既設浄

化槽の撤去費の補助でございます。

次に、第5款繰入金でございますが、一般会計繰入金 208 万 6,000 円の減額につきましては、公共下水道事業及び浄化槽設置事業の実績見込みに伴い、一般会計からの繰入額を補正するものでございます。

次に、第8款町債でございますが、下水道事業債のうち、公共下水道事業債を 420 万円の減額、それから浄化槽市町村整備事業債を 740 万円増額をしまして、差し引き 320 万円の増額とするものでございます。

次に、74、75 ページをお願い申し上げます。歳出でございますが、第1款公共下水道費の公共下水道総務費、一般管理費でございますが、これにつきましては 209 万 7,000 円の増につきましては、消費税の増額確定に伴い補正をさせていただくものでございます。

次に、2項公共下水事業費の建設事業費でございますが、588 万 4,000 円の減額につきましては、公共下水道事業の委託料及び工事費の実績見込みに伴い補正をさせていただくものでございます。

次に、第2款浄化槽費でございますが、2項の浄化槽事業費の建設事業費 2,640 万円の増につきましては、浄化槽に係る購入費及び配管費、撤去費補助金の実績見込みに伴い補正をさせていただくものでございます。

次に、76、77 ページをお願い申し上げます。浄化槽事業費の維持管理費でございますが、221 万 9,000 円の減につきましては、浄化槽の保守管理委託料の実績見込み、これにつきましては、管理期間が当初見積もって

いた期間よりも減少することにより、減額補正をお願いするものでございます。

次に、第4款予備費でございますが、248万4,000円増額させていただき、補正後を1,262万3,000円とするものでございます。

その他、記載事項につきましては、ご高覧をいただきたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 75ページの浄化槽の購入費が出ておりますが、何基ぐらい購入する予定なのでしょうか。新たに購入することですから、たしか100基を購入したのだと思うのですけれども、そうすると予定以上にこの事業は評価を得ていると、設置者が多いということでもあるのでしょうか、あわせて伺いたしたいと思います。

それから、その上の公共下水道のほうは、もうそろそろ全体の工事が終了するわけですが、こちら順調に工事は進捗している、進んでいるということで理解してよろしいのでしょうか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

初めに、浄化槽の購入費の関係でございますが、当初は転換の基数で申し上げますと、100 基を当初予算で計上させていただいておりました。その後、PFI事業者が事業展開をしていただきまして、今現在のところ 120 基まで設置が可能かなと、そういうふうな状況になっております。まだ 120 基までの正式なまちへの申請手続は済んでおりませんが、そのように予測ができますので、20 基ほどの増額をさせていただくと、そういうことでございます。

それから、公共下水道工事の工事の関係ですが、今年度工事発注もほとんど終わっておりまして、順調に推移をしていると、そういう状況でございます。それですので、実績見込みを勘案しまして、450 万 4,000 円ほどの工事費の減額をさせていただくところでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 56 号 平成 24 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第11、議案第57号 平成24年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第57号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第57号は、平成24年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を202万円増額をし、総額を4億9,572万5,000円とし、事業費用を201万円増額をし、総額を4億7,723万3,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を1,560万円増額をし、総額を3億8,327万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 57 号の細部説明をさせていただきます。

議案書の 90 ページをお願い申し上げます。予算執行計画によりましてご説明を申し上げます。まず初めに、収益的収入及び支出でございますが、その収入でございます。1 款の事業収益の営業収益、雑収益の 120 万 9,000 円につきましては、東京電力の発電所の事故による自治体補償金でございます。なお、この補償期間につきましては、24 年3月までの補償料でございます。内容的には、放射性物質の検査に要した費用が補償の内容となっております。

次に、消費税の還付金につきましては 81 万 1,000 円でございます。確定による金額でございます。

次に、支出でございますが、1 款事業費用の営業費用、原水及び浄水費の 142 万円につきましては動力費、これにつきましては電気料の値上げ等による増額でございます。

次に、配水及び給水費 50 万円につきましては、職員の時間外勤務手当

の増額をお願いするものでございます。

次に、総係費9万円につきましては、水道事業運営委員の報酬及び旅費の増額でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、支出の1款資本的支出、建設改良費の浄水場施設費でございますが、1,560万円の増額につきましては、第1浄水場の着水井及びポンプ井の改修工事の費用でございます。これにつきましては、既に契約済みでございまして、工事着手するに当たり、事前の詳細な現況の調査を施工業者に依頼をし、調査をした結果、着水井と一体的な設備になっております滅菌装置、建屋も含めてですが、その部分がかなり経年劣化をしておりますして老朽化が激しく、このたびこの工事とあわせて実施をし、改善をしていきたいということでお願いするものでございます。

それと、もう一つの要因は、着水井及びポンプ井の内部に防水塗装と防水膜が施工してあるわけですが、これにつきましても経年劣化によりまして、かなりの損傷をしているということで、当初はその既設の塗膜の上に塗り重ねて施工するという、そういう当初設計でございましたが、それですと、後から塗布したものと一緒にもととの分も剥離をしてしまうと、そういうふうな状況になっておりましたので、それを全てを除去して、その後下地の補修等を行った上で防水塗装をやりかえていくと、そのような工法に変更させていただくものでございます。それに伴う増額補正をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 先ほど放射能検査に賠償金が102万9,000円入ったということでお話がありましたけれども、こちらの金額は24年度分に限ってということでしょうか。それと、何回町は検査をして、費用は1回幾らだったのか教えていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 補償の期間につきましては、先ほど説明申しましたように24年の3月までということで、23年度分について。24年度分については、まだその補償については確定をしておりません。そういうことでございます。

それと費用でございますが、今ちょっと手元に詳細な資料がないのですが、1検体当たり、記憶ですと3万円、一月に1回今実施をしておりますので、それは23年の3月以降、今現在も実施をしております。1回につき3検体ありますので、9万円ぐらいになろうかと思うのですが、そういうふうなことで、回数はその月数分実施をしております。今後も引き続き実施をしていく予定でおります。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) その東電の件なのですが、そうするとこの嵐山町がかかった分は、全額賠償されたということによろしいのでしょうか。

それから、これはお金が振り込まれたただけなののでしょうか。何か謝罪文はついてこなかったのか。報道などでは、報道は特徴的なところを出しますので、不遜な会社だなというふうな印象を持ちますので、ちょっとその辺伺いたいと思います。

それから、経年劣化で第1浄水場の件ですが、工事を始めて、それでこの部分も悪いではないかということで、この点をかえるということなののでしょうか。そうすると、経年劣化の分は全部かわるという理解でよろしいのかどうか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

東電からの補償料の関係でございますが、放射性物質の検査費用につきましては全て対象でございます。それと補助金につきましては、振り込みで納入をしていただいております。

それと、謝罪的なことはなかったのかというご質問でございますが、それ

につきましては補償の申請を出すときの提出依頼文というのですか、そのところにも当然謝罪的な文言は記載をされておりました。ということと、あと額が確定したときの確定通知というのをいただいております。そこにも、当然、そのような趣旨の記載はされておりました。

それから、第1浄水場の工事の関係でございますが、これにつきましては工事を発注して、着水井というのはご存じかと思うのですが、当然水が現在入っておりまして、それを水に浸っている部分のところは水を排出をして、その排出した時点で直接検査をし、確認した結果でございます。工事を発注する前、水が入った状態で、水に浸ってない部分のところの塗膜の状況というのは、目視でも確認ができるのですけれども、水に長年つかっていた部分については、どうしてもその詳細な確認ができないという状況でございましたので、工事を始める前に施工業者が決まった時点で詳細な調査をさせて、その結果、塗膜についてはそういうふうでございます。

それと、滅菌施設につきましても、当然水が入っている間は滅菌装置が作動しておりますので、それも除去して検査をするというわけにいきませんので、今回の工事の次に、それについても詳細なチェックをさせた結果、こういうふうな状況でございましたので、それを改善をしてより安全な施設にということで、今回補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第5番、小林朝光議員。

○5番(小林朝光議員) 着水井の防水膜の種類と、耐用年数をどれくらい見ているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えをさせていただきます。

詳細な種類については、製品名とかは今ここにちょっと資料がないものですから、あれなのですけれども、水質的に適合する、当然溶け出したりとか、そういうふうなことのないような水質基準に合ったものであるということで、耐用年数につきましては、今ここにそれも資料がないのですけれども、恐らく30年ぐらいの耐用年数だと思っております。よろしいでしょうか、その辺で。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) この工事、経年劣化ということですから、なおさら徹底的に直す必要があろうと思いますが、この工事はどのくらい期間が要して、どういう見込みなのか。

なお、この工事期間中の水道水の取水の関係では、ほかの井戸からの取水で十分可能なのかどうか。その辺ちょっとお伺いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

工期につきましては、3月の半ばまでを予定をさせていただいております。

それと、工事中の水道水の運用でございますが、これにつきましては、今、現地を見ていただきますと、第1浄水場の敷地の中にステンレス製の仮設の貯水槽が設置をされております。露出でありますので、それが今5基ほど使いまして、そこに仮設の着水井をつくりまして、そこから配水池に送水をし、皆様方の家庭に送っているということで。ただし、第1浄水場の本来の配水区域ですと、仮設のタンクからの水ですと、ちょっと不足をする部分、それとあくまでも仮設でございますので、途中で事故等、漏水等が発生した場合には、給水が不可能になってしまいますので、そういうこともありまして、配水区域を少し縮小をして、第2あるいは第3の配水場のほうからのエリアに切りかえて、そのような対策をした上で、この工事を実施をしているところでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 十分な対策をとって着手するということですので、安心しておりますが、何としても水道ですから、支障が起こらないような手だてを十分配慮していただきたいというふうに思います。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより、議案第 57 号 平成 24 年度嵐山町水道事業会計補正予算(第 2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。午後の再開は午後 1 時 30 分といたします。

休 憩 午前 11 時 58 分

再 開 午後 1 時 30 分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 58 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第 12、議案第 58 号 埼玉縣市町村総合事務組合

の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案 58 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 58 号は、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての件でございます。

白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴いまして、埼玉県市町村総合事務組合の規約を変更することについて協議をするため、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 58 号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第 13、議案第 59 号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案 59 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 59 号は、工事請負契約の変更についての件でございます。

町道菅谷3号線道路改築工事の施行に関し、変更契約を締結をするため、地方自治法第 96 条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

まちづくり整備課長。

〔田邊淑宏まちづくり整備課長登壇〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それでは、議案第 59 号につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと存じます。工事請負契約の変更について（道路改築工事町道菅谷3号線）でございます。今回の変更の主な理由でございますが、当初から工事区域として予定しておりました箇所の補償の物件移転が完了し、施工が可能となりましたので、工事を追加することにより、工期及び増額の変更契約を締結させていただくものでございます。

まず、1、工期でございますが、変更前の工期が平成 24 年8月 10 日から平成 25 年7月 31 日まででございますが、増工によりまして変更後の工期を延長させていただき、平成 24 年8月 10 日から平成 25 年2月 28 日までとするものでございます。

2、契約の金額でございますが、既に契約を締結しております契約の金額が 3,885 万円でございます。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額が 185 万円でございます。

次に、今回の変更により増額する分の額は 1,058 万 8,200 円ござい

ます。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は 50 万 4,200 円でございます。

次に、増額後の総請負契約金額は 4,943 万 8,200 円でございます。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は 235 万 4,200 円となるものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、議案第 59 号の参考資料をごらんいただきたいと存じます。

初めに、工事名、工期につきましては省略させていただきます。

3、工事の概要でございますが、当初の数量と変更後の数量を記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。まず、延長 399.4 メートルにつきましては、変更ございません。幅員についても変更ございません。土工一式につきましては、大きな変更はございません。地盤改良工の路床安定処理工 2,343.9 平方メートルにつきましては、変更ありません。排水構造物工の側溝工の街渠縦断管工、234.2 メートルが 345.6 メートルに、長尺 U 字溝工、164.1 メートルが 172.6 メートルに変更となります。管渠工のボックスカルバート、56.0 メートルが 67.6 メートルに、硬質塩化ビニール管径 200 ミリ、21.6 メートルが 25.7 メートルに変更となります。集水ます工の管理ます 17 カ所が 24 カ所に、集水ます工 12 カ所が 13 カ所に変更となります。構造物撤去工の舗装版撤去 2,591 平方メートルについては、変更ありません。構造物取り壊し、95.4 立方メートルが 96.8 立方メートルに

変更となります。舗装のアスファルト舗装工、車道部の車道表層工、厚さ5センチ、2,329.8平方メートルは、変更ありません。ブロック舗装工、歩道部のインターロッキングブロック工、厚さ8センチにつきましては、568.6平方メートルが793.4平方メートルに変更となります。

裏面をごらんください。防護柵工、車止めポスト、53本が78本に変更となります。

道路付属施設工1式、これにつきましては区画線等でございまして、大きな変更はございません。

続きまして、参考図書につきましては別紙のとおりでございますが、変更請負仮契約書の写し、平面図3枚、標準横断図1枚を添付させていただいております。

それでは、平面図その1、その2をごらんいただきたいと存じます。今回の主な変更の箇所でございますが、赤色のぼかしの着色で、箇所につきまして主に歩道部分の工事を追加し、施工することによりまして、変更契約を締結させていただくものでございます。

以上、細部説明を終らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第 59 号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員派遣の件について

○長島邦夫議長 日程 14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、嵐山町議会会議規則第 122 条の規定により、お手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認め、よって議員を派遣することに決定いたしました。

なお、結果報告につきましては、議長の諸般の報告の中で報告をいたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○長島邦夫議長 日程第15、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、特定事件として調査することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○長島邦夫議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発委第4号 嵐山町土地利用構想の早期進展を求める意見書の提出についての件、発議第5号 国民健康保険療養費国庫負担金の減額措置の廃止を求める意見書の提出についての件、発議第6号 嵐山町議会基本条例の一部を改正する条例の提出についての件、及び発議第7号 災害時における議会活動調査特別委員会を設置することについての件につきまして、日程に追加し、議題とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 1時44分

再 開 午後 1時47分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第16、発委第4号 嵐山町土地利用構想の早期進展を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

河井総務経済常任委員長。

〔河井勝久総務経済常任委員長登壇〕

○河井勝久総務経済常任委員長 総務経済常任委員長の河井でございます。

先日の総務経済常任委員会の委員長報告でも報告されておりますけれども、総務経済常任委員会では、閉会中の特定事件として、まちづくりについて調査研究を行っているところであります。その中で、まちづくりにとってかわる問題としては、川島地区の工業誘致の早期実現を図ること、これが

嵐山町の財政にも大きくかかわってくるものであろうという形で、この問題については、早期に実現を図るための意見書を県に提出するという事に全会一致で決まりましたので、ここで意見書の提出について、皆様のご賛同をお願いしたいというふうに思うところであります。

嵐山町の第5次総合振興計画による町の土地利用構想が決議されておりますけれども、県は立地企業の確定が条件となっております。手続の終了まで時間がかかり、進出企業の参入に支障があります。この状況を踏まえて、嵐山町土地利用構想の早期実現を求めるために、意見書を埼玉県知事に提出をするものでございます。

それでは、裏面の意見書を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

嵐山町土地利用構想の早期進展を求める意見書案です。

埼玉県では、平成19年4月からチャンスメーカー埼玉戦略、平成22年4月からはチャンスメーカー埼玉戦略Ⅱを実施し、企業立地を強力に進めてきました。平成24年3月に策定された「埼玉県5か年計画―安心・成長・自立自尊の埼玉へ―」でも、主要施策として引き続き企業誘致を行うこととしています。

嵐山町では平成23年3月に議決した第5次嵐山町総合振興計画の土地利用構想において、大字川島地区、大字平沢地区、大字杉山地区等を工業系の位置付けとし、企業誘致を行っていくこととしています。

特に大字川島地区においては、数社の企業から問い合わせがあるなど、立地的にも大変優れていると考えられます。しかしながら、当地区は市街化調整区域であり、市街化区域への編入の手続き等が必要となっています。市街化区域の編入等は、区域区分の見直しや都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し等手続きが必要で、埼玉県との事前協議を含めると2年程度かかるということです。

その後工事着工となり、操業は最低でも5年程度かかることになります。2年程度で操業開始を希望する優良企業の進出の大きな足かせとなっています。

埼玉県との事前協議には、立地企業の確定が条件となっていることです。埼玉県と嵐山町の企業誘致が円滑に進むため、議会で議決した総合振興計画等において土地利用構想が確定している箇所については、立地企業の確定に先駆けて埼玉県の事前協議等の手続きが進められることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 長 島 邦

夫

埼玉県知事 様

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより発委第4号 嵐山町土地利用構想の早期進展を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第17、発議第5号 国民健康保険療養費国庫負担金の減額措置の廃止を求める意見書の提出について、提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番(渋谷登美子議員) 国民健康保険療養費国庫負担金の減額措置の廃止を求める意見書なのですが、医療費の助成というのは、ひとり親家

庭、それから重度心身障害児医療費、子ども医療費、乳幼児医療費などの窓口払いを廃止した場合に、これに国民健康保険の国庫療養費の減額措置をするというのが出ています。それによって、嵐山町も、そのほかの市町村でも、財政運営上の支障になっているために、国民健康保険療養費国庫負担金の減額措置の廃止を求める意見書の提出を提案するものです。

では朗読いたします。意見書案ですけれども。

子ども医療費助成の拡充をはじめとした各種医療費の助成制度は、本来は国が制度として創設すべきところ、市町村が厳しい財政状況の中で大変な苦勞をしながら実施しているものであります。

ところが、医療費助成について窓口での支払いが不要な「現物給付」にした場合には、国民健康保険の国庫負担金が調整(減額)されており、「現物給付」にしている市町村では財政運営上の支障となっております。

患者の父母等が窓口で一旦、一部負担金を支払い、後に償還される「償還払い」を行っている市町村では受診抑制が発生し、子どもの扶養者の所得格差によって必要な医療が受けられない状況が推測されます。政府は、少子化対策に取り組んでおりますが、国民健康保険に対する国庫負担金減額は、これに矛盾する措置であります。医療費抑制政策として、自治体の現物給付に対して国民健康保険療養費国庫負担金減額措置は、低所得者家庭で育つ子どもの健康な生活を阻害する人権侵害です。また、国が本来果たすべきセーフティーネットを担う地方自治体の努力や独自性を阻害し、

地方分権を損なうものであります。

よって、国においては、地方単独医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国庫負担金の減額措置を直ちに廃止することを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第4番、青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 1点、一部の受診抑制というようなことがうたわれてるのですが、どのようなものをもって、根拠としておっしゃっていらっしゃるのですか。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 一部の受診抑制、生活保護の方などもそうなのですが、直接生活保護の方は医療券のようなものを役場にとりに行って、そして支払う。ですから、これは無料なのですが、子供さんを持っている低所得者層の方は、やはりお金がなくて行けないということがあります。実際に私のうちにもそうなのですが、子供がけがをして、今現金がないので、悪いけれども、5,000円貸してほしいというふうな形でお金を借りに来た人もいます。近所の人ですけれども。そういったこと自体が実際

に起こっています。そういったことがあります。そういうふうなことでよろしいでしょうか。ほかにどのような具体的な例がありますかというふうに言いますと、そのようなことをお話しします。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、お引き取りを願います。ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより発議第5号 国民健康保険療養費国庫負担金の減額措置の廃止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○長島邦夫議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第18、発議第6号 嵐山町議会基本条例の一部を改正する条例の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13 番 渋谷登美子議員登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) では提案いたします。

これは議会基本条例を議決事件の追加として出すものですが、提案理由としましては、町長並びに議会議員はともに選挙で選ばれる町民の代表です。二元代表制の一方の長が策定する嵐山町の重要な計画は、議会という公開の場で討議し、議決を経て嵐山町の団体意思とすることが必要です。本年度策定される予定である地域福祉計画、これは環境基本計画兼ストップ温暖化計画は来年度になるということなのですが、を議決事件の追加とするものです。これによって、地方自治のPDCAサイクルのプランの段階に議会が参加し、ドウの予算議決が行われることになります。

これは地域福祉計画の策定に関しまして、私、地域福祉計画の住民との意見交換会のうち、4回あったのですが、3回出席しました。その中で言われているのがデマンド交通、タクシー券のこと、それからコミュニティー事業のこと、それから今始まっているお助け券というのですか、社協と商工会とのこと、そしてひとり暮らしになって本当に厳しい状況になって、いつ自分が、朝目が覚めたら生きてるかどうかわからないというふうな孤独感など、さまざまなことが出てきました。そういったものをどのような形で嵐山町が地域福祉計画を策定して、そしてその孤独な思いやつらい思いを、どのように

それを課題解決しようかということに関して、議会が計画を審議して、そしてその計画について責任を持って果たすことができるようにする。そのような形で議会の議決事件として考えています。

環境基本計画・ストップ温暖化計画の策定もそうなのですが、これに関して言いますと、嵐山町の嵐山エコシステムがどのような形でつくられていくか、それから里山がどのような形でこれからも保全されていくか、環境はどのような形で、ごみなどはどのように具体的に処理をしていくか。そして、今回ありました畠山議員がおっしゃった、街灯をリースでLEDにかえていくこと、それから小林議員が一般質問しました屋根の上での太陽光発電をどのようにして実現していくか、そのようなものが環境基本計画兼ストップ温暖化計画、これもそうですけれども、学校の芝生化などもこれに加わってきます。このような一般質問でふだん要望されているものが、どのように実際に実現されていって、そして毎年毎年の計画期間内で予算として出てくるか。それを議会が審議し、その計画を具体的に実行するためにどのように責任を持っていくか、議会が決定するというふうなもので、非常に重要な議決案件です。

ですから、どうぞ皆さん、一旦、政友会と、皆さんが否決するという思いで、議会運営委員会の委員長が提案しないというふうになっていますけれども、これについて言いますと、私もいろいろ考えましたが、地域防災計画を含んでいたら、これは否決せざるを得ないというふうに言われてしまいましたので、これも省きました。なるだけ皆さんがこのような計画を、そして議会

が皆さんと一緒に、行政と一緒に計画を予算を持って、予算も一緒に、そして責任を持って計画を実行していくという意味で、議案として審議することが重要であること。さらに、それは議会として、その結果を評価していくということとは重要であること。そのために、このような議案として議決事件として追加しています。

どうぞ、皆さんそれぞれが政友会という立場でなくて、自分たちの立場でどのように判断していくか、議員として責任を持って行政と対応していく、そういうふうな立場で検討していただきたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

第3番、佐久間孝光議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。

○3番(佐久間孝光議員) 反対討論です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔「先にやってください。先に討論してくれ
ますか」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 第3番、佐久間孝光議員、どうぞ。

〔3番 佐久間孝光議員登壇〕

○3番(佐久間孝光議員) 私は、以下の3点において、この議案に反対をしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、今までも地域福祉計画というものは行政側によって計画をつくれ、その計画に沿って仕事を進めてきたわけであります。その中で、町民の福祉が損なわれたというようなことはなかったと思いますし、また議会の議決事件の中に含まれていないということで、議会としてあるいはまた一人の議員として、仕事を進めていくことに大きな障害になったということは考えづらいと思っております。このような経緯を考えると、この時点で改めてこの件を、議決事件に含まれる特別な理由は存在しないものと考えております。

2点目、行政の効率性という観点からであります。例えば国の事業であっても、国が直接国民に対して、その事業を行うということはほとんどありません。県やあるいは市町村にその事業をおろして、そして市町村が国のかわりにその事務事業を執行していく。これはなぜかといえば、やはりお金の面あるいは人的な面、そういったあらゆる効率性というものが、行政であっても求められるからであります。

議会というのは、もちろん執行部側が公明正大に、また無駄もなく、そしてしっかりと諸事業を実行してるかどうか確認をする、監視をする、そしてまた疑義が生じたようなときには、しっかりとそれを指摘し、そして改善を求め

ていく。そういった大切な役割を負っているわけであります。しかしながら、それは何でもかんでも口を出し、何でもかんでも首を突っ込むということとは全く違うわけであります。もしそういうことを行えば、行政の効率性というものが大きく損なわれ、その結果として、町民の福祉の停滞につながっていくものと考えております。

3点目、今回の議案の提出の経緯であります。この議案というのは、第3回の定例会において同じようなものが提出をされ、否決をされました。この議会で否決をされたということは、大変大きな意味を持っているものと思っております。そして、今回の第4回の定例会においても、同じような形で提出をされました。第3回と第4回の間に大きな状況の変化ですとか、あるいは諸事情が大きく変わったということであるならば、まだわかるわけでありますけれども、そういったことは一切ない。

1点変わっているのは、先ほど出てきた防災計画の件であります。では、なぜその防災計画を削ったのか。先ほど提案者もおっしゃっておいりましたけれども、これを抜けば、この議案が通過するのではないかと。私は非常に安易な考え方なのかなというふうに思っております。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 お静かに。

○3番(佐久間孝光議員) 防災計画というのは、そんなにそんなに軽いものでしょうか。私はそうは思いません。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 お静かに。聞いてから、討論ですから。

○3番(佐久間孝光議員) これを見てもわかるように、防災計画をもっとすばらしいものにしよう、福祉計画をもっとすばらしいものにしようということではなくて、この議案を通すことが第一義になっている。そのことによって、やっぱりそういった行動が起こっているものと私は考えております。

そのような経緯をもって、提出された議案に対して、私は断固反対を表明します。以上。

○長島邦夫議長 ご苦勞さまでした。ほかにございますか。

清水正之議員、賛成ですか、反対ですか。

○10 番(清水正之議員) 賛成。

○長島邦夫議長 はい、どうぞ。

〔10 番 清水正之議員登壇〕

○10 番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。

まず、地方自治の本旨とは何か。私は、住民の福祉の向上を図る、このことだと思います。同時に、行政が負っている責任は何か。町長が負ってる責任も、同じく住民福祉の向上というものであろうと思います。それでは、行政の責任を町長以下行政だけに任せていいものだろうか。私は、議会もその一翼を担うべきだというふうに思います。であるならば、町の計画を議会がしっかりチェックをし、議会は議会の考え方を示す、これが議会政治のあ

り方だというふうに思います。住民の福祉が損なわれたことがないという話がありました。損なわれたことがあるかないかではなくて、どう住民に正面から臨んでいくか、住民の期待に応えていくかというのが、議会の持っている本旨ではないですか。同時に、行政の効率性を言うのであれば、福祉の充実を求めるのに効率を求めたら、福祉の向上はありません。

もう一つ、前回の議会で否決をされたということであれば、次の議会に再び出しても何ら問題はない。それが議会ルールです。こうしたことを考えるならば、議会は議会としてのきちんとした権能を持っている。その権能を発揮しながら、町長と行政と肩を並べて、町の福祉向上を図るべきだというふうに思います。そういう面から、議会は議会の責任を果たす。そのことが、町の計画に対しても、町の行政に対しても、議会としての力を発揮する、住民に対して責任を持つ、そういう議会にしていかなければならないというふうに思います。

したがって、私はこの改正について賛成をいたします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

先ほどもお聞きしましたが、ほかに。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより発議第6号 嵐山町議会基本条例の一部を改正する条例の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○長島邦夫議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第19、発議第7号 災害時における議会活動調査特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番(渋谷登美子議員) それでは、災害時における議会活動調査特別委員会を設置することについて、提案理由をいたします。

議員の方、それぞれ被災地にいらしたと思うのです。そして、南相馬に行かれた方、大槌町に行かれた方、それぞれいらっしゃると思います。職員の方も多くの方が被災地にボランティアに入っております。

私は昨年6月なのですけれども、南三陸町にボランティアを兼ねて視察しました。そのところでは、南三陸町というのは志津川町と歌津町が合併したところなのですが、志津川町の部分は町長の出身地なのです。歌津のほうはそうではなくて、志津川のほうは社会福祉協議会がしっかり入ってい

たのですが、歌津のほうは社会福祉協議会も入ってなくて、1カ月おくれぐらいで歌津市民災害ボランティアセンターというふうな形で、市民のボランティアグループが入っていった、そしてやっと形が整ってきたというところなのです。

行ったときはまだ、6月なのですけれども、電気は何とか復旧していたのですけれども、上下水道は全く復旧していなくて、そして1人に1リットルのペットボトルが、韓国からのものなのですけれども、配られている状況で、私は被災者の方が避難してるホテルと一緒に宿泊しました。そのような状況の中で生活を少ししてみたのですけれども。

もう一つ、被災者の方が入っている中学校に行ったのです。そして、その場所ではお風呂も交代で、やかんでまだ露天風呂みたいな形でやっていて、そしてその下に小学校があったのですけれども、その小学校は仮設が何とか建っているというふうな状況で、まだ3分の1ぐらいの人が仮設に入居している状況だったのです。

歌津の避難所になっている中学校で、その避難所の責任者の方とか、いろいろ漁業組合の方とかもお話したのですけれども、この中で言われたことは、この避難所には議員は3カ月たっても誰も来ていない。議員は自分たちの地域のところだけで精いっぱい、自分たちのところはまるで何も来てない。議会なんていうのは、本当に信用できないというふうな形で言われました。

そして、そのために、議会はどのようにしたら、災害時に住民の方のために役立てるかということを考えてみました。そうすると、やはり同じように被災地にボランティアで入っていらした方がたくさんいらっしゃるのです。その人たちもそれぞれ、議会はどうやって災害時に対応しなくてはいけないか、そういうふうなことを考えるという形がかなり去年の12月ぐらいから、7月ぐらいからぼちぼち始まっていたのですけれども、そういったフォーラムがあって、私も3回ほどそのフォーラムに参加しました。

そして、災害時に実際にどのように対応するかということでは、中越地震の被災地の議員の人と懇切に時間をとって話したことがあったのですけれども、まず最初に、議会は災害のときにどのように対応しなくてはいけないか、議長はどういうふうに指揮命令として、全ての地域の中で、どのようなことが起きてるか把握していくようなシステムをつくらないと、議会としては全く対応できなくて、それぞれがそれぞれの地域のことしかできないというのが、現状であろうというふうなことがわかってきました。

そのために、地域防災計画を議決事項にして、行政だけではなく議会も、災害にあっては議会として対応していくというのを議決して、そしてその後に議会のマニュアルをつくっていけばよくて、その後に特別委員会を設置して、皆さんで考えてマニュアルを考えていけばよいだろうというふうに考えていたのですけれども、そのことに関して言うと、政友会の一部の方は、地域防災計画に関しては専門家の方がつくっていられるので、それに対して議

決することは、非常におこがましいことであるというふうに言われましたので、先ほどの議案を地域防災計画を抜いて、実際にこちらで地域防災計画を検討して、その中で地域防災計画を検討する中で、嵐山町の議会がどのように災害時に対応したらいいのか、そして調査特別委員会の検討結果の後に、また地域防災計画の中に加えていくか、嵐山町議会独自の要綱というか規則をつくっていくか、嵐山町議会防災対応の条例をつくっていくか、そのような形で対応せざるを得ないだろうというふうに考えました。

ですので、今回、嵐山町の災害時における議会活動調査特別委員会を設置して、実際に被災地に行って、そして議会はどのように対応せざるを得なかったか。特に南相馬などですと、まだ帰ってこない議員もいますし、双葉町ですと、埼玉県と福島県とに議員の人たちが分かれている、そういった状況にあると聞いています。さまざまな状況であります。東松山市でも東松島市の副議長さんが講演していましたけれども、それに行ってみました。やはり、その方は被災者の方を、残っていらっしゃる方を助けようと思って動いていて、奥さんと長男の方にも、隣のうちを見に行ってくださいというふうに言って行ったら、本人だけは助かったけれども、奥さんも長男さんも亡くしてしまったという方。それから、陸前高田市の議員さんともお話ししましたが、やはり家族を亡くしてしまった。そういう方が多い中で、災害時になったら、議員はどう活動しなくてはいけないかということを考えていかなければいけないので、その前に、災害に遭う前に、災害時に議会活動はどうあるべ

きかというのを調査すべきであると考え、今回の特別委員会の設置を提案するものであります。

そして、この議案とは違いますが、地域防災計画を議決事件に加えなかったことには、そのような事情があつて、皆さんで実際にこの中で検討してみ、そしてその中で、議会がどのように行ふべきかということを考えるべきであらうと思つてのことです。ですから、単に議案を採択させるためにというふうな形ではないということ。これは、この議案とは直接違いますけれども、そのような形で今自由討議もできませんし、その人たちに討論に対して、実際に私がそれに反問することもできない。このようなことを議会や全員協議会で話し合う場もないというのが、今の嵐山町の全員協議会や議会のあり方です。このことを話をしようとしても、公的な場で話をすることができない状況があつて、このような議案提案とさせていただいています。

どうぞ、皆さん、政友会で決まったから、これは議会で特別委員会を設置しない、そういうふうな形のやり方はもうやめてほしいのです。議員はそれぞれ議員として、嵐山町が災害に遭つたときに、議会はどう対応しなくてはいいかないか、そのことを考えて、個人、特に新人議員は、そのことを考えてほしいと思います。これは自由討議させてもらえてないのですから、やらせていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 説明は以上でよろしいですか。

○13 番(渋谷登美子議員) はい。

○長島邦夫議長 それでは、提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 質疑させていただきます。

南三陸町に渋谷議員が行かれて、そこでボランティアをされたというお話でした。その場所に行ったときに、町民の方が愚痴というか、議員が何にもやってくれないという、そういうお話があったということですけれども、それは何人の方がおっしゃったかはわかりませんが、私のほうでは、私公明党の議員ですけれども、地元の議員が一生懸命動いて、地域の方は非常に助かったという話しか聞いてません。そういうような愚痴のようなことを聞いた話はございません。ましてや原発事故があったときに、早急に冷やさなくてはいけないという、ああいう事故が起こったときに、地元の議員が、何とか水を補給しないと原発が爆発するというお話がありました。そういうときに地元の議員がすぐに県議に、そして国会議員にということで、キリンというコンクリートの水を注入する機械を導入して、冷やす作業をしたというのを伺っています。

ですので、災害時に、例えば私文化村に住んでいますけれども、災害時に本当に高速が落ちて橋が落ちたときには、あそこを私議員でいますけれども、外に出ることができません。そのときに議会が何をすべきかといったときに、私は皆さんと協力はできません。そういう中で、では畠山さんは何も

議会で活動していなかったねと、そういうことを言われるようになってしまうのでしょうか。お伺いします。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) それは、マニュアルのつくり方いかんだと思います。だから、直後にはどのような形のことをしなくてはいけないか、それからどのような形で動いていかなくてはいけないか、亡くなってしまうとしたらどうなるのか、自分が亡くなってしまうとしたら、ほかの議会の地域のことをどういうふうに皆さんで把握していくのか、それぞれのマニュアルを調査して、どのような形で行っていくのか。それぞれの自治体でどのような被害の実態があって、議会活動はそのときにどのように行われていったのか。そういったことを調査して、嵐山町の議会は災害時にどのように対応していくかということを考える調査特別委員会であります。

ですから、今、そのときにどういうふうになるかということとは言えないですし、どのような状況にあるのかという、それぞれの議会の議員の人たちがどのような状況の立場にいて、そしてどのようにになっていくか。公明党の議員さんは、1人の方はそうだったかもしれない。ですけれども、多くの自治体の議員たちが、災害時の議会活動はどういうふうに行うべきかというふうなことを、フォーラムをあちらでもこちらでも、少なくとも私が知っているのでは市町村アカデミー、JIAMでそれぞれ1回、それから自治体学会で1回、それから市民と条例会議で1回、何回もあちらこちらで行われていて、それが今の議員

の一つの大きなテーマになっているということだけは確かです。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 渋谷さんは、マニュアルという言葉をよくお出しになりますけれども、やはり災害時にマニュアルがあっても、想定外の出来事が多々起こります。そういう中でマニュアルをつくって、それに縛られて、そのとおりに動かないといけないのかなと思うと、何も手につかないことがあると思うのですけれども、マニュアルってそんなに大切なものなののでしょうか。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 例えば嵐山町の防災会議は、この前も防災がありましたけれども、町長が全部の課長を集めます。そして、情報収集をしていくというふうな形で決まっています。嵐山町の議会のマニュアルというのは、そういうふうな行政ではありませんから、そういうことはできないと思いますけれども、1週間後ぐらいにはどの程度のことが行われているか、地域はどうなっているか、水道被害はどうなっているか、どこの地域では電気はどういうふうになっているか、それはふだんでしたら行政マンが議会に報告してくれるものですけれども、行政マンは災害時になったときには、そういったことを議会に報告していくというふうな余裕はありません。

ですから、議会が自分たちで少なくとも把握して、そしてどういうふうにしていったらいいか。それを議長あるいは副議長が、どのように迅速にリーダーシップをとっていくことができるかというようなことがマニュアルであると思

いますが、そういったことさえもなければ何もできないのが、今の災害時の議会であるというふうに、私はさまざまなフォーラムに行って学習してきました。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) 議会はそのときの議長の性質というか、そのときの議長によってはいろいろ采配していただけると思いますので、その点に関して、本町の議長である限り、地元が落ち着いたときには、議長のほうから発信をして議会を招集するなり何か発信を出すと思います。ですので、そんな議長を信じないようなご意見ではなくて、議長を信じて、手があいたときには議長のほうから何か発信が出ると思います。意見です。

○長島邦夫議長 質問ですか。

○6番(畠山美幸議員) 意見。

○長島邦夫議長 では、よろしいですか。渋谷議員、何か反論はありますか。いいですか。

○13 番(渋谷登美子議員) いいですか、言っても。町長は長だから、当然防災計画、長になってますけれども、議長は何の役もありません。そして、今回のときに一番大変だったのは、予算決議がされていない議会が多かったわけです。予算決議がされてなかったために、大体議員がどのくらい亡くなっているかわからなかったために、議会事務局がバイクでそれぞれの家を回って、そして議員を連れてきて、やっと予算決議をしたというふうなこと

が話をされているところもあります。そのぐらい災害時にはどのような状況になっていくかわからない。そういった事態の中で、議長がある程度のことが判断できるように、これならばこのくらいのことは判断できる、そういったことを調査するための調査特別委員会の設置になります。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 今、提案理由の中で幾つか、特に2点ばかりお伺いいたしますが、私が政友会の会長ですから申し上げますが、このことで議員に、会派のメンバーに、私が独断で議員の皆さんに、会派のメンバーに、言うことを聞けというようなことが通る時代ではありませんよ。そういうことがあるのですか。指摘をされましたから。

○13番(渋谷登美子議員) 議会運営委員会でそう話されていますから。

○11番(安藤欣男議員) そういう時代ではありません。ここはみんな一人一人立派な議員です。1期であろうと6期であろうと、一人一人住民から支持を得て議員になっているわけです。そういう中で会派は動いています。そういう中でやっているのです、このいろんな問題についても、会派の中で討議もしています。そうした中で、たまたま意見が一致するということは当然あります。そういうことだけを指摘しておきますが、もし何か、こういうことがそうだったということがあったら言ってください。

〔「言わせていただきます」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ちょっと待ってください。

〔「早速ですけど、言わせていただきますよ」

と言う人あり〕

○11 番(安藤欣男議員) それと、災害時の議員の行動が、やっぱり議会で動くやり方を決めておかないと動けないという、そういう捉え方が私はおかしいのではないかな。議会は、議長がいて、副議長がいて、ちゃんと統制がとれています。たまたま渋谷さんが行った避難所に議員が来なかったという、その人が来ないから、何をしているのだと言うかもしれませんが、それはその議会がきちっとした対応をしないということですから。そうでしょう。だから、それがあから、マニュアルをつくれとか何とか言っているわけではないですか。

私はこの 3.11 のときにも、議会がきょうはだめだと終わりました。そのときはうちへ帰りました。それで、ふるさとじゅう回りました、どういう状況が行っているか。すぐまた役場に来ました、夕方。個々の、それはたまたま動けたから、そういうことができたわけですが、当然議員は、自分が置かれた立場は何だというものを認識しながら議員になっていると思います。ですから、地域の問題が起これば、地域の区長さんといろいろ悩み事を研究しながらやるのではないですか。そういう捉え方を、何であなたはできないのですか。その辺の何か反論があつたら言ってください。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 議会運営委員会のまず発言なのですが、畠山議員からこのように言われました。地域防災計画があったから、森さんや大野さんは行政計画の議決事件の追加には賛成できないという、裏で話をなされたそうですけれども、そうではなくて、新人議員なので、全く議会の議決事件についてわからないし、議会基本条例の進捗のことについてもわからないので、今回のことは、この議会特別委員会の設置に関しても、それから行政事件の議決事件の設置に関しても、政友会では反対するというふうな形で言われて、そして議会は本来ならば全員一致になりましたら、議会運営委員長が提案者になりますけれども、そういうふうなことになりませんでしたというふうに、畠山議員からはっきり私は伺っております。それは清水さんも、それから河井さんも、ほかの方も、松本さんもそれはご存じのはずです。

それと、もう一つ、安藤さんのお話ですよ。議員がなぜ、議会がどのようにして動くかということを考えなくてはいけないかというのは、災害時の調査というのは、災害時の議会活動が非常に困難になってくるということは、いろいろな場所で実際に、JIAMというのは滋賀県にあります。この前、議長が議会基本条例のことで、議会改革のことで話をしたところで、1つフォーラムを持っています。それから、市町村アカデミー、千葉県で行われたところでも、災害時の議会活動というところでフォーラムを持っています。自治体学会でも、流山市とかいろいろな場所でフォーラムを持っています。

そのくらい、災害が起きたときに、議会はどのように動いたらいいのかというのは、今回の東日本大震災で皆さんが本当に混乱したということがあったので、これについて調査をして、そしてそれなりの形、議長が1週間ぐらいたって皆さんの様子が落ちついたら、せめてみんなを集めてみよう。そして、それぞれの状況を聞いてみよう。そういうふうな形の判断ができるようなことをつくっておかないと、町長の行政の場合と全く違いますけれども、そういったものをつくっておかないと難しいだろうというので、災害時の議会活動の調査特別委員会を設置し、そして東日本大震災の被災地に議員として、議会として視察をして、実際にどのような問題が起きているか調査をして、嵐山町の状況を視察するということです。

私は、それぞれの皆さんが、それぞれの立場で地域でも行いますでしょうし、いろんなことをやると思います。ですけれども、議員としてではなくて、議会としてどのように活動していくかというのが、今の地方分権の時代に求められている議会活動であり、行政と機関としての、相対する民主的な団体としての機関であると思いますので、そのように考えます。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 会派の関係で畠山さんが云々と言いました。しかし、これはこの間の確かに議会でそういう発言があったかもしれません。

〔「ありました。議会運営委員会で」と言う人あり〕

○11 番(安藤欣男議員) それはあったかもしれませんよ。あったにしても、

それは前回の9月議会で3本出された、3本入った議会基本条例の追加議案ですよ。その取り扱いについて協議をして否決されたわけです。

〔「否決させたんですね。否決させたって言った」と言う人あり〕

○長島邦夫議長　そういうことを言っていないから、よく聞いてからしてください。

○11 番(安藤欣男議員)　したわけですよ。それで、また、12 月出してまいりました。そういう中で、いろいろ会派で意見を求めました。そうした中で、結果を議運で話したのではないですか。それが締めつけたとか何とかという、そのことを現実がわからないことを言われても困ります。私は、それは強く抗議します。そんな議員を全部束ねるだけの力は私にはありません。

それで、ましてや三陸町の話も先ほどもあったり、フォーラムの話もありました。それは、そういう学者さんもいたりすると思いますが、それはフォーラムでどうのこうのと、それを聞いてきたから、嵐山町でもつくったほうがいいですよという、そういう捉え方で動いているような気がするのだがな。現実はどうなのだというものを、本当に嵐山町でも必要なのかどうか。それは災害の問題で、当然必要なことは議会もやらなければなりません。だけれども、きょうの追加議案として防災計画を入れるという。この問題で前回通らなかった。だから、今回は分けて、今度のこの特別委員会をつくるということですから。

特別委員会をつくってしなくも、これは反対討論みたいになってしまって申しわけありませんが、そこまでのことをしなくても、私は議員としてやるべきことは、議長もいるし、執行はそれは本部長は、ちゃんと災害対策本部はあるわけですから、それに基づいた対応をすればいい話で。そういうことで、私は議会としてのマニュアルをあえてつくる必要はないというふうな思いが、基本的にありますので。

○長島邦夫議長 よろしい。終わりですね。

渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) マニュアルというのは、調査した後の話ですよ。でも、調査活動をしてみないと、それは絶対に、どのような形で動くかというのは実際にできないと思います。では、例えばここで長島さんがいますけれども、それで亡くなるとする。災害時に亡くなるとして、そして副議長が出てくるとして、副議長が出てきて、どこでどういうふうな形でやっていくかという指示的な指示対応ができていないと……

〔「例えがよくない」と言う人あり〕

○13 番(渋谷登美子議員) これが難しいでしょうというふうなことを言っているわけで、そういうことを言っているの、それも調査しないで、議員だけでいろいろやっていけばいいではないというのは、今のいろいろな災害時の議会活動、今災害、被災地で遭っている議員さんたちが行っている議員活動であって、それをどういうふうにして作り直していくかというのが、いろい

ろな立場の、フォーラムって学者が来るのではないのです。フォーラムというのは、さまざまな被災地の議員たちが来て、そしてこんな状況だった、こんな状況だった、こんな状況だったというのを発言していくという形で、それでどうしたらいいかというのを考えていこうというのがフォーラムなのです。講演会というのとまた違うのです。

だから、そこら辺のフォーラムと講演会の違いのことも十分に話して、でも私は災害時の議会活動に関しては調査しておかないと、今の時点で調査しないと、しかもそれも会派でやっていくとかそういうのではなくて、しっかり嵐山町の議会として調査していくということが必要であると考えて提案しています。

○長島邦夫議長 ほかに。

青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) 渋谷議員、1点、設置の目的、ここがちょっと何かいまいち、30日の全員協議会でも説明もなかったわけで、唐突に本議会に上がったわけですが、どうなのですか、災害時における議会や議員の活動、それが主に目的としていくのか。それとも、前段にあるようなところを含めながらやっていくというようなことなのか。設置目的、もう少ししっかりと、簡単でいいですからおっしゃっていただけませんか。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 嵐山町の防災計画を調査して、それに対して

議会でもどのような対応ができるかということです。そして、それに関してあわせて、これだけいろんな問題で、区長さんもこの前視察にいらしたという話をしていました。議会がどのように対応していくか。東日本大震災ではどのような問題があったのか、それを調査してみて初めて、嵐山町の議会がどのように対応できるのか、そういうふうなことではないですか。だから、総合的な問題として考えていますけれども。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) そうすると、このものは特別委員会の設置ということがどうしても必要なのか。それとも、この間全員協議会の中でも少し前段のところでやったような、全員協議会を主としたような対応ではいかがなものなのですか。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) こういったものは全員協議会ではなくて、委員会としてしっかり議会の議会活動として行う。全員協議会は全員協議で皆さんの連絡的なものです。議会はこの調査を特定して、そしてそれについて行っていくというのがあれなのですから、そう言われれば青柳議員は、特別委員会は決算特別委員会と予算特別委員会しかご存じないようなので、ほかの議員さんも知ってらっしゃる方が余りいないかなと思うのですけれども.....

○長島邦夫議長 質問に答えて、それで終わりにしてください。

○13 番(渋谷登美子議員) そういうふうな形。特定なものに関して集中して調査していくというのは、特別委員会のあり方としてごく普通のことで、そしてその中で視察をしたりするときには、議会の調査費として視察をすることもできますし、それからいろいろな議会の方に来てもらうこともできます。そういった費用を取るために調査特別委員会を設置するということです。

○長島邦夫議長 ほかに。

第7番、吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 渋谷さん、特別委員会そんなにつくりたいようですが、本当に災害時に、もっと我々議員はすべきものがあるのではないかなと私は思っておりますが。それは、嵐山町はやっぱり12キロも南北に広いわけです。どうしても1カ所に集まるわけにはいかないし、やっぱり1秒を争うわけです。共助でもある、自分たちの地域は自分たちで守る。これが本当に町民が一番大事な考えであるし、その中で今回の自主防災組織というのをつくったわけですから、自主防災組織の充実だって、我々議会活動でできるのではないかなと思います。日々の行動、また今までの流れの中で、そういうような自主防災組織の充実をすることだけだって、議員活動の一つではないかと思っております。

それには、我々今まで経験してきましたけれども、七郷の防災会といっっては悪いですが、それを充実させるために、いろいろ区長さんの意見を聞きながら、議員の立場でまた町と交渉したり、次はどうしたらいいのだとい

うことで、地域の地域づくりですか、そういうことをやるのも議員の仕事ではないかと思います。もし、だけれども、特別委員会をつくっていろいろ協議するのだったら、まず勉強会でもして、もっと地域づくりをどうしたらいいかということを考えながら進めていったいいのではないかと思います。

あと渋谷さんは、地域防災も今あちこちにありますが、その中でどのようなことをやっているのかをちょっと聞きたいのですけれども。

以上です。

○長島邦夫議長 2問ですか。

○7番(吉場道雄議員) はい。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 災害が起きてから、今2年ぐらいたっていますけれども、3.11のことを考えますと、1年9カ月です。ですけれども、実際にまだ復興していないし、皆さんまだ仮設に入っていらっしゃる方も多いです。その長い期間の中で行政はどう動くか、議会はどう動くかということです。

今の吉場さんのお話は災害が起きた瞬間の話で、1日か2日のところは全然地域防災会ですか、そこで皆さん自助のところですから、自助、共助の部分でやっていくと思うのですけれども、議員というのは、水道、それから下水道、食料、電力、ガス、全てのことを、ライフラインをどういうふうにするか、そして医療をどういうふうに考えていくか。そういうことも一緒に、行政だけでなく考えていく、そういう立場にあります。

なので、地域防災会の中でどういうふうな立場をとっていますかと。私は地域防災会、地域の中の一住民でしかありませんから、どういうふうな立場に立っていますというふうなことは言えませんが、それが普通の人だと思います。その中で、でも議員だから、嵐山町全体の中でどこが一番電気が壊れているとか、どこに一番災害が起きているとか、それからどこが家屋が一番倒壊しているところで、どのような予算がそのときに必要であるか。そういったことを全体的に見ていくというのが議会の仕事なので、地域防災会の仕事をするのは地域の人です。それは議員が入ったって構わないと思います。だけれども、議会の議員というのは、そういう仕事ではないです。嵐山町全体でどこで水道が壊れているか、そしてどこで人が亡くなっていて、今もそうですけれども、まだ亡くなっていて遺体が見つからない方もいらっしゃると思いますよね。そういった方をどうしていくか。そういったことの話です、議会っていうのは。地域防災会ではないですよ。

地域防災会というのは、地区の住民の方です。地区の住民の方は、区長さんや地域防災会の方が、そのことを中心にやっていけばいいと思いますけれども、嵐山町全体として予算をどういうふうにとっていくか。今回も地方自治法で、陳情なんかのお金も出た、議員活動のお金になるというふうになっていますけれども、それは災害が起きたときに、何度も何度も政府のほうに陳情に行った議員さんたちもいると思います。そういった形で議会活動が進んでいって、実際に地域の復興計画をつくるために、議員がどういうふ

うな形で動いていくか。こういった形の事を考えていくのが議会なのですね。

だから、災害時に共助とか自助の部分では、もちろんやらなくてはいけないと思いますけれども、全体的に嵐山町の災害時にどういうふうなことが起きるかということを想定して、そして議員はどういうふうに動かなくてはいけないかということを調査するわけで、勉強会をするなら、最初から、もっと初めから勉強会しておいたらどうですか。私なんかは何回も言っているわけですよ、個人的に。それは、もう私の段階では特別委員会を設置する段階であって、特別委員会の設置の中でそれを調査していくというのが、議会活動の本来であって、本来の議員活動です。それ以外のことをやっていくのは、個人的な議員活動です。そういうふうに分けて考えますけれども。

ですから、もう既に1年9カ月たっているわけです。1年9カ月たっている中で、それぞれの議員の人たちは、それぞれ議員がどのような形で災害時に活動していかなければいけないか勉強してきているというか、ある程度学習してきていると思います。その結果として、調査特別委員会の設置を提案しているということです。

○長島邦夫議長 吉場道雄議員。

○7番(吉場道雄議員) 渋谷議員は、特別委員会をつくって議員活動をしたいという考えかもしれないけれども、私はまた違う考えで議員活動をしているわけなのですけれども。やはり災害が起きた瞬間のことと言いますけれども、備えあれば憂いなしではないですけれども、日々の日常の生活で地

震が起きたときに最低の被害に抑えるために、日々の練習をしながら、私はそういう中で議員活動をしているつもりですけれども。

〔「そういうご意見ですか、何なのですか」と

言う人あり〕

○7番(吉場道雄議員) だから、私と違うと思うので、私はつくらなくてもいいと思います。特別委員会は、改めて。自分の行動ができればですよ。

〔「討論ですね」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑なので、その点を理解して発言を願いたいと思います。

渋谷議員、あったら。よくわからなければいいですけれども。渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 議員活動と議会活動は違う。議会は機関です。議会は、一つのことを決定していく機関です。議決機関です。調査もできますけれども、議会は議決機関、議員は議員個人の活動をする。時々思うのですけれども、議員活動と議会活動ははっきり分けて考えて、ここは議会です。議員活動の場ではありません。

○長島邦夫議長 よろしいですね。ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

4番、青柳賢治議員、賛成ですか、反対ですか。

○4番(青柳賢治議員) 反対です。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 それでは、青柳賢治議員、反対討論どうぞ。

〔4番 青柳賢治議員登壇〕

○4番(青柳賢治議員) 4番議員、青柳賢治でございます。反対討論させていただきます。

まず、嵐山町の委員会条例には特別委員会の設置がございます。特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置くということでございます。今の現状を考えますと、特別委員会というのは、やはり合議制である議会においては、それぞれの議員の共通認識のもとにまず置かれるものであるということでございます。

さらに、災害時における議会の役割、そして議員の役割、これは大切なものでございます。そして、このような協議の場を特別委員会を設置するのか、さらには嵐山町議会の内部のことでもございます。全員協議会のようなもので対応できることということもあると思いますので、この点については慎重に対応するということが求められると思います。

そして、私たち政友会も実際に、では起きたときどうなるのだろうというよ

うなことをやはり勉強しております。そして、この2月には、実際にそのような災害時の議会のあり方というようなことも含めて、視察研修にも行ってまいりたいと思います。また、その際には、こちらからも改めて提案をさせていただきたいと思いますので、今回は全議員の共通認識がなかなか整っていないというようなことから、青柳賢治は反対させていただきます。

以上です。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

10 番、清水正之議員、どちらですか。

○10 番(清水正之議員) 賛成です。

○長島邦夫議長 賛成討論どうぞ。

〔10 番 清水正之議員登壇〕

○10 番(清水正之議員) 災害時における議会活動調査特別委員会を設置することについて賛成をいたします。

必要がある場合というか、共通認識ができていないということなのですが、既に3月11日以降の状況というのは、それぞれもう議員の皆さんご承知のとおりだと思います。だからこそ、町は県の防災計画の変更も含めて、国が今求めているそういった状況の中で、町が緊急に町の防災計画をつくるということで進めていただいているのだというふうに思います。そういう面では、共通認識そのものは、もう既に皆さんの中に、どう災害時に住民を守っていくかという共通認識というのはできていると私は思っています。それが、もし

できていないのであれば、これは大きな問題だと。特に、共通認識がこの嵐山町の議会の中でできていないということであれば、どれだけおくれた議会かということになってしまいます。災害時にどう対応するかという共通認識ができていない議会だとすれば、これは大きな問題だというふうに思います。

そういう面では、議会は議会として、私はどうスケジュールを立てていくか、プロフィールをつくるかというものは、そのときにお話をしたいと思いますが、1つきちつとした議会の対応をつくるというのは、それぞれ皆さん、今は長島議長ですけれども、それぞれ皆さんが議長になる、あるいは副議長になる、そういう権限を持っています。そのときに誰が対応するかということは、そのときの議長が対応せざるを得ない。だからこそ、議会は議会としてのきちつとした約束事をつくっていくことが大切だというふうに思います。

そういう面では、全員協議会というお話もありましたけれども、特別委員会というのは、議会の中の一つの大きな常任委員会に匹敵する場です。それは議会の意思を決定する場になるわけで、そういう議論を経ながら議会の意思を決定をしていくというのが、特別委員会の問題だと思うのです。そういう面では、災害時にどう議会が対応するか。私は、議会を執行の中に組み入れるということは、よくないというふうに思っています。議会は議会として対応をする。町の連携はその中でつくっていく。そういう議会としての組織づくりをしていく必要があるというふうに思います。

そういう点では、皆さんと一緒にこの町の議会としての意思決定をつくる、

そのための特別委員会だ、私はそういうふうに感じています。であるならば、きちっと特別委員会を設置をし、調査をし、研究をし、あるいは専門的知見を活用し、そうした人たちの意見も聞きながら、嵐山町独自の議会としての組織づくりをしていく必要があるのではないかというふうに思うのです。ぜひ、皆さんと一緒に、そういう組織づくりをしていきたいというふうに思っています。

そういう面では、一緒に、議長が入るかどうかわかりませんが、議長も含めて14人で、この嵐山町の議会として、災害時に住民をどう守るかという組織づくりをしていこうではないですか。その中でどう行政とタイアップしていくか、そういう組織づくりをしていこうではないですか。私はそういうふうに思います。ぜひ、そういう形で皆さんと一緒に作り上げていきたい。そのための議会にしていきたいというふうに思います。

以上。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

それでは、討論は終結いたします。

これより発議第7号 災害時における議会活動調査特別委員会を設置することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○長島邦夫議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎町長挨拶

○長島邦夫議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。
岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成 24 年第 4 回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は 11 月 29 日に開会をされ、本日まで 8 日間にわたる極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成 24 年度一般会計補正予算、これらをはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。

また、監査委員の選任、人権擁護委員の推薦につきましてもご同意を賜り、深く感謝を申し上げる次第であります。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処をする所存であります。

衆議院議員総選挙は 12 月 4 日公示をされ、5 日から期日前投票が始まりました。選挙管理委員会をはじめ職員が率先して協力し、選挙事務に従事します。16 日の投票日には投票管理者及び立会人として、各区長をはじめ

め多くの地域の皆様のご協力と、12 の投票所及び本部に多くの職員が従事し、選挙が執行されます。皆様の貴重な1票が今後の国政の方向性を決めることになりますので、一人でも多くの方が投票所に足を運んでいただくことを切望するところでございます。

結びに当たりまして、議員各位にはご健勝にて越年をされまして、新しい年におかれましても引き続きご活躍されますように心からご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。大変まことにありがとうございました。(拍手)

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

◎議長挨拶

○長島邦夫議長 次に、本職からのご挨拶を申し上げたいと思います。

平成 24 年第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る 11 月 29 日開会以来、本日までの8日間にわたり、補正予算をはじめ当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣なる審議により、提案されました全ての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位の協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

また、町長はじめ執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただき、そのご労苦に対しまして厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位からの一般質問あるいは質疑などの意見、提言につきましては、今後の町政執行に際しまして、十分反映されるようよろしく要望する次第であります。

さて、定例会初日にも申し上げましたが、早稲田大学議会改革度ランキングで当議会が埼玉県で1位となりました。これは議会活性化への取り組み及び地域の振興に町民と協働をし、率先して行動する議会の姿勢が高く評価されたものと思います。これからも住民参加の議会、開かれた議会を進めなければというふうに思うところであります。

また、今定例会中、12月4日には第46回の衆議院選挙の公示となり、12日間の選挙が始まりました。日本の将来を託す選挙、また地方自治体にも大きく関係する選挙であり、大きな国民議論のもと、国の進むべき道、方向性が決まるものと期待をするところであります。

そして、高橋副町長には、この12月末をもち退任なされとのことでございます。文字どおり粉骨砕身、町のために身を挺してこられました。長年のご労苦に心から敬意と感謝を申し上げます。そして、大変お世話になりました。ご苦労さまでした。

それでは、結びに、本年も余すところわずかとなりました。寒さも日増しに厳しくなる折、くれぐれもご自愛くださいまして、ご健勝にて輝しい新春を迎えられますよう心からご祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。大変ご苦労さまでございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○長島邦夫議長 これをもちまして平成 24 年嵐山町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 3時09分)